

[6652/5E-079-001]

Ver.16

5.免疫学的検査 >> 5E.感染症（非ウイルス）関連検査>>5E079 FTA-ABS法

FTA-ABS法

fluorescent treponemal antibody absorption test

連絡先 外線 075-313-3401

患者同意について

検査結果に影響を与える臨床情報

オーダーボタン名(検体)

6652

001

FTA-ABS法

検査予約

至急オーダー

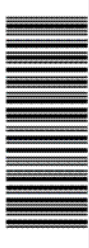
不可

検査オーダーに関する注意事項

患者の検査前準備

検体採取のタイミング

ラベル見本(検体)(単項目オーダー時)

キョウダイテスト	
注	80 外
Lr.	
血液	*_*_*_*_*_-55128
中検外	**_*_*_*_*_*
C6	6ml

ラベル見本(細菌)(単項目オーダー時)

採取容器・検査材料

2026/07/03

16:39

[6652/5E-079-001]

Ver.16

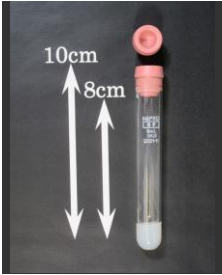
5.免疫学的検査 >> 5E.感染症（非ウイルス）関連検査>>5E079 FTA-ABS法

FTA-ABS法

fluorescent treponemal antibody absorption test

連絡先 外線 075-313-3401

01	C6	凝固促進剤＋血清分離剤(ピンク)	
採取材料	血液	採取量	6 mL
生化分離		遠心	
測定材料	血清	測定必要量	0.4 mL



採取容器について

検体採取について

採取後検体の取扱い

検体搬送について

採取検体の保存条件

	保存検体種	優先 保存条件	保存条件1		保存条件2		保存条件3	
			温度	安定性	温度	安定性	温度	安定性
01	血清	保存条件1	冷蔵					

受入不可基準

溶血	検体凝固	強乳び	採取量過不足	採取容器違い
尿材料違い	冷蔵保存なし	遮光保存なし	開栓	黄疸

検査に要する時間(生理検査)

再検査・追加検査の対応可能日数

検体到着日から60日間（検体量ある場合のみ）

（分析物の安定性については「採取検体の保存条件」を参照）

検体採取に関する注意事項・検査の実施に関する注意事項

2026/07/03

16:39

[6652/5E-079-001]

Ver.16

5.免疫学的検査 >> 5E.感染症（非ウイルス）関連検査>>5E079 FTA-ABS法

FTA-ABS法

fluorescent treponemal antibody absorption test

連絡先 外線 075-313-3401

検査機器	
検査所要日数	2～4日
検査部門・委託先	外部委託（LSIメディエンス）
検査部門(平日時間内)	
検査部門(時間外・休日)	

検査結果報告について

基準値設定材料・検査方法

基準値設定材料	血液
検査方法	蛍光抗体法（FAT）

生物学的基準範囲

		男性	女性	単位
00	抗体価	20 未満	20 未満	倍
00	判定	陰性(-)	陰性(-)	(定性・判定)

基準値情報

緊急異常値

電話連絡対応

臨床的意義

 梅毒血清反応には、カルシオリピン、レシチンのリン脂質を抗原とする脂質抗原試験と、TP菌体また菌体成分を抗原とする*treponema pallidum*（TP）抗原試験とがある。脂質抗原試験は、通常STS（serological tests for syphilis）と呼ばれ、ガラス板法、RPR法、梅毒凝集法、などがある。TP抗原法は梅毒病原体であるTPに対する抗体で、TPHAとFTA-ABSがこれに該当する。なお、TP抗原反応は梅毒に対する特異度が極めて高いので、梅毒の診断には有用であるが、治療の適応あるいは治療効果の判定などには不適當である。その理由は、その抗体価が一度ある程度以上に上昇してしまうと、有効治療が加えられても容易に抗体価の低下がみられず、また半永久的に陽性を持続するからである。
 データ解釈:一般的には、脂質抗原を用いるSTS（ガラス板法、RPR法）を実施する。その結果、1法ないし2法とも陽性の場合にはTPHAで確認する。TPHAが陰性の場合には、FTA-ABSで最終確認をしなければならない。多くの検査室では、

2026/07/03

16:39

[6652/5E-079-001]

Ver.16

5.免疫学的検査 >> 5E.感染症（非ウイルス）関連検査>>5E079 FTA-ABS法

FTA-ABS法

fluorescent treponemal antibody absorption test

連絡先 外線 075-313-3401

7	2020/12/16	2020/12/17～	採血容器変更
8	2021/07/02	2021/07/02～	検体保存条件を変更
9	2021/08/02	2021/05/27～	採血容器変更
10	2022/03/09	2021/12/09～	採取名称部分に検体搬送先を印字
11	2022/03/11	2021/12/15～	結果表記変更（数値と判定とを分離）
12	2022/08/01	2022/04/01～	令和4年度診療報酬改定
13	2022/12/01	2022/12/01～	受入不可基準などについて全面改訂
14	2023/12/21	2023/12/21～	必要検体量を追記
15	2024/06/04	2024/06/01～	令和6年度診療報酬改定
16	2026/06/11	2026/06/01～	外部委託契約更新にともなう変更

2026/07/03

16:39